

資 料（1982-2012）

歴代会長、幹事長、会員数

大会の開催

学会賞

Journal of Plant Research

JPR 論文賞

会 則

日本植物学会 会則（1982 年）

社団法人 日本植物学会 定款および細則（2002 年）

公益社団法人 日本植物学会 定款および細則（2012 年）

歴代会長、幹事長、会員数

西暦(年)	元号(年)	会 長	幹事長(専務理事)	会員数(人)	備 考
1982	昭和57年	宝月欣二	畑中信一	1937	100周年記念事業
1983	昭和58年	沼田 真	新津恒良	2011	
1984	昭和59年	沼田 真	新津恒良	2053	
1985	昭和60年	沼田 真	桜井英博	2076	会費7000円となる学生3500円OA化 学術用語集 名誉会員に関する覚書
1986	昭和61年	沼田 真	桜井英博	2100	
1987	昭和62年	千原光雄	南川隆雄	2170	奨励賞制定
1988	昭和63年	千原光雄	南川隆雄	2168	
1989	平成1年	千原光雄	川口昭彦	2257	
1990	平成2年	千原光雄	川口昭彦	2296	
1991	平成3年	竹内郁夫	和田正三	2330	
1992	平成4年	竹内郁夫	和田正三	2370	社団法人化 会費9,000円学生4,500円
1993	平成5年	岩槻邦男	長田敏行	2305	
1994	平成6年	岩槻邦男	長田敏行	2339	
1995	平成7年	岩槻邦男	大隅良典	2475	名誉会員推薦
1996	平成8年	岩槻邦男	大隅良典	2420	
1997	平成9年	駒嶺 穆	福田裕穂	2452	
1998	平成10年	駒嶺 穆	福田裕穂	2473	
1999	平成11年	駒嶺 穆	邑田 仁	2411	
2000	平成12年	駒嶺 穆	邑田 仁	2462	
2001	平成13年	黒岩常祥	河野重行	2403	JPR論文賞制定
2002	平成14年	黒岩常祥	河野重行	2419	植物科学基金の援助開始・電子出版開始
2003	平成15年	黒岩常祥	米田好文	2297	
2004	平成16年	黒岩常祥	米田好文	2276	学会賞制定
2005	平成17年	和田正三	園池公毅	2277	電子投稿開始
2006	平成18年	和田正三	園池公毅	2209	
2007	平成19年	和田正三	小関良宏	2129	
2008	平成20年	和田正三	小関良宏	2134	会費12,000円学生2000円 植物科学基金の援助終了
2009	平成21年	福田裕穂	長谷部光泰	2056	生物科学ニュース発刊終了
2010	平成22年	福田裕穂	長谷部光泰	2073	
2011	平成23年	福田裕穂	久堀 徹	2065	
2012	平成24年	福田裕穂	久堀 徹	2001	公益社団法人化

大会の開催

西暦(年) 元号(年)	大会会長	担当地区	大会開催地	大会会場	大会参加者数	大会発表者数
1982 昭和57年	古谷雅樹	東京	東京	国立教育会館	837	440
1983 昭和58年	滝本 敦	近畿	京都	京都繊維大・教養	824	380(口) 54(展示) 7(シ)
1984 昭和59年	佐々木昭治	北海道	札幌	北海道大・教養	580	356
1985 昭和60年	吉田吉男	北陸	新潟	新潟大・教養	737	349(口) 33(展示) シ(9)
1986 昭和61年	東 四郎	九州・沖縄	鹿児島	鹿児島大・教養	680	333(口) 展示(35) 7(シ)
1987 昭和62年	鈴木 恕	関東	筑波	筑波大学・第二学群	903	360(口) 42(展示) 58(シ)
1988 昭和63年	武丸恒雄	中国・四国	岡山	岡山大・教養	850	350(口) 43(展示) 51(シ)
1989 平成1年	相馬寛吉	東北	仙台	東北大・教養	917	420(口) 36(展示) 71(シ)
1990 平成2年	和田清美	中部	静岡	静岡大・教養	968	419(口) 38(展示) 64(シ)
1991 平成3年	原 襄	東京	東京	東京都立大・教養	956	390(口) 39(展示) 45(シ)
1992 平成4年	増田芳雄	近畿	奈良	帝塚山短大	920	427(口) 40(展示) 32(シ)
1993 平成5年	古谷雅樹		横浜	パシフィコ横浜	4142	8(特別講演) 111Section(口頭) 187Section(poster)
1994 平成6年	吉田忠生	北海道	札幌	北海道大・教養	842	339(口) 86(展示) 42(シ)
1995 平成7年	清水建美	北陸	金沢	金沢大・教養	897	355(口) 105(展示) 43(シ)
1996 平成8年	岡山繁樹	九州・沖縄	福岡	九州大・六本松地区	874	331(口) 100(展示) 39(シ)
1997 平成9年	加藤 栄	関東	習志野	東邦大・習志野キャンパス	907	190(口) 206(展示) 76(シ)
1998 平成10年	根平邦人	中国・四国	広島	広島大・総合科学	766	317(口) 109(展示) 36(シ)
1999 平成11年	大橋広好	東北	秋田	秋田大・一般教育	828	284(口) 132(展示) 63(シ)
2000 平成12年	増沢武弘	中部	静岡	静岡大・共通教育	807	296(口) 124(展示) 52(シ)
2001 平成13年	川口昭彦	東京	東京	東京大・駒場キャンパス	831	249(口) 170(展示) 53(シ)
2002 平成14年	戸部 博	近畿	京都	京都大・北部キャンパス	836	266(口) 145(展示) 50(シ)
2003 平成15年	増田道夫	北海道	札幌	札幌コンベンションセンター	793	274(口) 167(展示) 49(シ)
2004 平成16年	吉田茂男	西関東	藤沢	日本大・湘南キャンパス	648	212(口) 144(展示) 56(シ)
2005 平成17年	神阪盛一郎	北陸	富山	富山大・人文社会系共通教育	760	256(口) 176(展示) 80(シ)
2006 平成18年	内野明徳	九州・沖縄	熊本	熊本大・黒髪キャンパス	735	227(口) 187(展示) 73(シ)
2007 平成19年	井上康則	東関東	千葉	東京理科大・野田キャンパス	900	222(口) 177(展示) 57(シ)
2008 平成20年	奥田一雄	中国・四国	高知	高知大・朝倉キャンパス	734	250(口) 170(展示) 68(シ)
2009 平成21年	原 慶明	東北	山形	山形大・小白川キャンパス	672	224(口) 169(展示) 41(シ)
2010 平成22年	町田泰則	中部	愛知	中部大・春日井キャンパス	931	205(口) 196(展示) 122(シ)
2011 平成23年	今市涼子	東京	東京	東京大・駒場キャンパス	1129	252(口) 160(展示) 113(シ) 50(高校生)
2012 平成24年	新免輝男	近畿	兵庫	兵庫県立大学・書写キャンパス	847	216(口) 150(展示) 85(シ) 23(高校生)

(注) 口:口頭発表、展示:ポスター発表、シ:シンポジウム発表、高校生:高校生ポスター発表。

学会賞

西暦(年)	大賞	学術賞	奨励賞		若手奨励賞		特別賞
1987 昭和62年			新免輝男 戸部 博	町田泰則 福田裕徳			
1988 昭和63年			河野重行	山本 泰			
1989 平成元年			三室 守 邑田 仁	山本興太郎			
1990 平成2年			桜井直樹 田坂昌生	多羽田哲也 西田治文			
1991 平成3年			池内昌彦 川井浩史	佐藤直樹			
1992 平成4年			甲山隆司 高橋陽介	保尊隆亨 松浦克美			
1993 平成5年			篠崎和子 西谷和彦	三村徹郎 村上哲明			
1994 平成6年			小関良宏 小林正美 園部誠司	露崎史朗 野崎久義			
1995 平成7年			高木慎吾 高橋裕一郎	祐村恵彦			
1996 平成8年			園池公毅 塚谷裕一	福原敏行			
1997 平成9年			高野博嘉 長谷部光泰	村田 隆			
1998 平成10年			酒井聡樹 関本弘之	林 誠			
1999 平成11年			酒井 敦	横田悦雄			
2000 平成12年			鈴木 馨 中里朱根	東山哲也 綿野泰行			
2001 平成13年			伊藤正樹 加川貴俊	牧 雅之			
2002 平成14年			青木誠志郎				
2003 平成15年			神谷充伸	佐藤典裕			
2004 平成16年	岩槻邦男	和田正三	鈴木石根 長里千香子	宮城島進也	桑原明日香 嶋村正樹 十河暁子	松崎素道 宮沢 豊	かずさDNA研究所 小石川植物園後援会 福原達人
2005 平成17年	柴岡弘郎	黒岩常祥	石田健一郎 関 原明 出村 拓	林 誠 松永幸大	海老原 淳 田中博和	松下智直 吉井幸恵	佐々木卓治 丹羽康夫 長田敏行 高橋和成 理化学研究所バイオリソースセンター (代表：小林正智) 富山県中央植物園 (園長：内村悦三)
2006 平成18年	駒嶺 穆	近藤孝男	相田光宏	彦坂幸毅	森 稔幸 吉原静恵	北澤大典	川窪伸光 (技術) 貝沼喜兵 (教育) 首都大学東京牧野標本館 (代表者：村 上哲明) (その他)
2007 平成19年	千原光雄	大隅良典	今泉(安楽)温子 上田貴志	澤 進一郎	門田康弘 朽名夏磨	西田敬二	東山哲也 (技術) 井上 勲 (教育) 国立科学博物館筑波実験植物園 (代表 者・加藤雅啓) (その他)
2008 平成20年	黒岩常祥	長谷部光泰	野口 航	堀口吾朗	吉田啓亮		
2009 平成21年	古谷雅樹	岡田清孝	永田典子 西村芳樹	日原由香子	池田 啓 風間裕介	桧垣 匠 吉田大和	大林 武 (技術) 百瀬忠征 (教育) 国際生物学オリンピック日本委員会お よび国際生物学オリンピック2009組織 委員会 (教育) 後藤伸治 (その他) 野尻湖水草復元研究会 (その他)
2010 平成22年	田澤 仁	田坂昌生	小竹敬久 宮沢 豊	本瀬宏康	仲田崇志 成川 礼	濱田隆宏 丸山真一郎	中川 強 (技術) ヒコピア植物観察会 (教育)
2011 平成23年	増田芳雄	島崎研一郎	阿部光知 角川洋子	曾我康一	石田喬志 大田修平	小田祥久	国立環境研究所 微生物系統保存施設 (技術) 教育目的遺伝子組換え実験支援者グ ループ (その他) サントリーホールディングス(株) 青 いバラ開発チーム (その他)
2012 平成24年	和田正三	加藤雅啓	小口理一 山田敏弘	吉田聡子	岩崎貴也 岩淵功誠 海老根一生	川出健介 平川有宇樹	河内孝之 (技術) 風間晴子 (教育)

Journal of Plant Research

西暦(年)	元号(年)	編集長	投稿数	論文掲載数	総頁数	予約購読数	海外予約購読数	出版助成金(万円)
1982	昭和57年	田沢 仁	58	38	464	474	305	162
1983	昭和58年	吉田精一	63	38	410	498	291	166
1984	昭和59年	岩槻邦男	70	41	488	461	283	184
1985	昭和60年	千原光雄	56	36	448	438	226	184
1986	昭和61年	千原光雄	46	37	466	427	234	184
1987	昭和62年	原 襄	58	32	434	464	269	184
1988	昭和63年	原 襄	60	43	544	404	191	193
1989	平成1年	勝見允行	51	43	582	398	203	193
1990	平成2年	勝見允行	43	37	491	399	188	202
1991	平成3年	今関英雅	75	28	370	384	180	202
1992	平成4年	今関英雅	65	57	697	381	192	202
1993	平成5年	和田正三	65	47	A4 サイズ* 381	360	170	222
1994	平成6年	和田正三	104	62	512	326	158	250
1995	平成7年	和田正三	90	63	534	322	158	241
1996	平成8年	和田正三	90	54	448	556	402	251
1997	平成9年	和田正三	94	62	510	552	405	364
1998	平成10年	和田正三	123	62	604	541	401	382
1999	平成11年	戸部 博	106	52	516	519	393	343
2000	平成12年	戸部 博	104	61	519	497	372	410
2001	平成13年	戸部 博	111	57	537+200(supplement)	471	358	460
2002	平成14年	戸部 博	136	61	494+205(supplement)	263	86	670
2003	平成15年	戸部 博	137	61	523+222(supplement)	236	95	800
2004	平成16年	戸部 博	121	61	505+164(supplement)	232	94	920
2005	平成17年	西谷和彦	174	55	442+202(supplement)	216	98	890
2006	平成18年	西谷和彦	367	79	688+194(supplement)	196	100	790
2007	平成19年	西谷和彦	420	79	727	188	109	820
2008	平成20年	西谷和彦	430	69	611	110	47	760
2009	平成21年	塚谷裕一	493	64	659	95	47	750
2010	平成22年	塚谷裕一	513	84	813	79	38	720
2011	平成23年	塚谷裕一	465	64	705	69	34	690
2012	平成24年	塚谷裕一	499	77	810	62(予定)	29(予定)	660

西暦（年）	賞の名称	論文名
2001 平成13年		Beeckman, T., Rycke, R.D., Viane, R. and Inze, D.: Histological study of seed coat development in <i>Arabidopsis thaliana</i>. 113: 139-148, 2001. Hodkinson, T.R., Renvoize, S.A., Ni Chonghaile, G., Stapleton, C.M.A., and Chase, M.W.: A comparison of ITS nuclear rDNA sequence data and AFLP markers for phylogenetic studies in <i>Phyllostachys</i> (Bambusoideae, Poaceae). 113: 259-269, 2001. Takamiya, M., Ohta, N., Fujimaru-Takaoka, C. and Uki, K.: Cytological and reproductive studies of Japanese <i>Diplazium</i> (Woodsiaceae; Pteridophyta). II. Polyploidy and hybridity in the species group with summer-green bi- and tripinnate leaves. 113: 203-215, 2001. Yagi, T.: Morphology and biomass allocation of current-year shoots of ten tall tree species in cool temperate Japan. 113: 171-183, 2001.
2002 平成14年		Brown, R.C. and Lemmon, B.E.: Sporogenesis in Eusporangiate Ferns: I. Monoplastidic Meiosis in <i>Angiopteris</i> (Marattiales). 114: 223-235, 2001. Sugiura, N., Fujie, T., Inoue, K. and Kitamura, K.: Flowering Phenology, Pollination, and Fruit Set of <i>Cypripedium macranthos</i> var. <i>rebunense</i>, a Threatened Lady's Slipper (Orchidaceae). 114: 171-178, 2001. Zhou, Z., Miwa, M., Matsuda, Y. and Hogetsu, T.: Spatial Distribution of the Subterranean Mycelia and Ectomycorrhizae of <i>Suillus grevillei</i> Genets. 114: 179-185, 2001.
2003 平成15年		Hiratsuka, R., Yamada, Y., and Terasaka, O.: Programmed cell death of <i>Pinus</i> nucellus in response to pollen tube penetration. 115: 141-148, 2002. Kaneko, Y., Kawano S.: Demography and matrix analysis on a natural <i>Pterocarya rhoifolia</i> population developed along a mountain stream. 115: 341-354, 2002. Masuyama, S., Yatabe, Y., Murakami, N. and Watano, Y.: Cryptic species in the fern <i>Ceratopteris thalictroides</i> (L.) Brongn. (Parkeriaceae). I. Molecular analyses and crossing tests. 115: 87-97, 2002. Takano, H., Kawano, S., Sasaki, N., Kuroiwa, H. and Kuroiwa T.: Characterization of a putative fusogen encoded in a mitochondrial plasmid of <i>Physarum polycephalum</i>. 115: 255-261, 2002.
2004 平成16年		Higuchi, S., Kawamura, M., Miyajima, I., Akiyama, H., Kosuge, K., Kato, M. and Nozaki, H.: Morphology and phylogenetic position of a mat-forming green plant from acidic rivers in Japan. 116: 461-467, 2003. Takahashi, F., Yamaguchi, K., Hishinuma, T. and Kataoka, H.: Mitosis and mitotic wave propagation in the coenocytic alga, <i>Vaucheria terrestris</i> sensu Goetz. 116: 381-387, 2003. Tanabe, Y., Uchida, M., Hasebe, M. and Ito, M.: Characterization of the <i>Selaginella remotifolia</i> MADS-box gene. 116: 71-75, 2003. Terashima, I., Miyazawa, S. and Hanba, Y. T.: Why are sun leaves thicker than shade leaves? -- consideration based on analyses of CO₂ diffusion in the leaf. 114: 93-105, 2001.
2005 平成17年	JPR Best Paper Awards	Aoki, S., Uehara, K., Imafuku, M., Hasebe, M., Ito, M.: Phylogeny and divergence of basal angiosperms inferred from APETALA3- and PISTILLATA-like MADS-box genes. 117: 229-244, 2004. Ueno, O. and Wakayama, M.: Cellular expression of C3 and C4 photosynthetic enzymes in the amphibious sedge <i>Eleocharis retroflexa</i> ssp. <i>chaetaria</i>. 117: 433-441, 2004.
	JPR Most-Cited Paper Awards	Lu, S.-Y., Hong, K.-H., Liu, S.-L., Cheng, Y.-P., Wu, W.-L., Chiang, T.-Y.: Genetic variation and population differentiation of <i>Michelia formosana</i> (Magnoliaceae) based on cpDNA variation and RAPD fingerprints: relevance to post-Pleistocene recolonization. 115: 203-216, 2002. Hodkinson, T.R., Chase, M.W., Lledo, M.D., Salamin, N., Renvoize, S.A.: Phylogenetics of <i>Miscanthus</i>, <i>Saccharum</i> and related genera (Saccharinae, Andropogoneae, Poaceae) based on DNA sequences from ITS nuclear ribosomal DNA and plastid trnL intron and trnL-F intergenic spacers. 115: 381-392, 2002.

西暦（年）	賞の名称	論文名
2006 平成18年	JPR Best Paper Awards	Ayano, M., Imaichi, R. and Kato, M.: "Developmental morphology of the Asian one-leaf plant, <i>Monophyllaea glabra</i> (Gesneriaceae) with emphasis on inflorescence morphology. 118: 99-109, 2005. Ikushima, T. and Shimmen, T.: Mechano-sensitive orientation of cortical microtubules during gravitropism in azuki bean epicotyls. 118: 19-26, 2005.
	JPR Most-Cited Paper Awards	Schmülling, T., Werner, T., Riefler, M., Krupková, E. and y Manns, I.B.: Structure and function of cytokinin oxidase/dehydrogenase genes of maize, rice, <i>Arabidopsis</i> and other species. 116: 241-252, 2003.
2007 平成19年	JPR Best Paper Awards	Iwamoto, A., Satoh, D., Furutani, M., Maruyama, S., Ohba, H. and Sugiyama, M.: Insight into the basis of root growth in <i>Arabidopsis thaliana</i> provided by a simple mathematical model. 119: 85-93, 2006. Hasegawa, M., Yahara, T., Yasumoto, A. and Hotta, M.: Bimodal distribution of flowering time in a natural hybrid population of daylily (<i>Hemerocallis fulva</i>) and nightlily (<i>Hemerocallis citrina</i>). 119: 63-68, 2006.
	JPR Most-Cited Paper Awards	Hikosaka, K.: Interspecific difference in the photosynthesis-nitrogen relationship: patterns, physiological causes, and ecological importance. 117: 481-494, 2004.
2008 平成20年	JPR Best Paper Awards	Murai-Hatano, M. and Kuwagata, T.: Osmotic water permeability of plasma and vacuolar membranes in protoplasts I. High osmotic water permeability in radish (<i>Raphanus sativus</i>) root cells as measured by a new method. 120: 175-189, 2007.
2009 平成21年	JPR Best Paper Awards	Tagane, S., Hiramatsu, M. and Okubo, H.: Hybridization and asymmetric introgression between <i>Rhododendron eriocarpum</i> and <i>R. indicum</i> on Yakushima Island, southwest Japan. 121: 387-395, 2008. Kodama, Y., Tsuboi, H., Kagawa, T. and Wada, M.: Low temperature-induced chloroplast relocation mediated by a blue light receptor, phototropin 2, in fern gametophytes. 121: 441-448, 2008.
	JPR Most-Cited Paper Awards	Lian, C.L., Wadud, Md.A., Geng, Q., Shimatani, K. and Hogetsu, T.: An improved technique for isolating codominant compound microsatellite markers. 119: 415-417, 2006.
2010 平成22年	JPR Best Paper awards	Notaguchi, M., Daimon, Y., Abe, M. and Araki, T.: Adaptation of a seedling micro-grafting technique to the study of long-distance signaling in flowering of <i>Arabidopsis thaliana</i> . J. Plant Res.122: 201-214, 2009. Sone, K., Suzuki, A.A., Miyazawa, S.-I., Noguchi, K. and Terashima, I.: Maintenance mechanisms of the pipe model relationship and Leonardo da Vinci's rule in the branching architecture of <i>Acer rufinerve</i> trees. 122: 41-52, 2009.
	JPR Most-Cited Paper Awards	Kusano, T., Yamaguchi, K., Berberich, T. and Takahashi, Y.: Advances in polyamine research in 2007. 120: 345-350, 2007.
2011 平成23年	JPR Best Paper Awards	Muraoka, H., Saigusa, N., Nasahara, K.N., Noda, H., Yoshino, J., Saitoh, T.M., Nagai, S., Murayama, S. and Koizumi, H.: Effects of seasonal and interannual variations in leaf photosynthesis and canopy leaf area index on gross primary production of a cool-temperate deciduous broadleaf forest in Takayama, Japan. 123: 563-576, 2010. Tsuboi, H. and Wada, M.: Speed of signal transfer in the chloroplast accumulation response. 123 : 381-390, 2010.
	JPR Most-Cited Paper Awards	Tokuoka, T.: Molecular phylogenetic analysis of Violaceae (Malpighiales) based on plastid and nuclear DNA sequences. 121: 253-260, 2008.
2012 平成24年	JPR Best Paper Awards	Tsuboi, H. and Wada, M.: Chloroplasts can move in any direction to avoid strong light. 124: 201-210, 2011. Nishimura, M. and Setoguchi, H.: Homogeneous genetic structure and variation in tree architecture of <i>Larix kaempferi</i> along altitudinal gradients on Mt. Fuji. 124: 253-263, 2011.
	JPR Most-Cited Paper Awards	Miwa, H., Kinoshita, A., Fukuda, H. and Sawa, S.: Plant meristems: CLAVATA3/ESR-related signaling in the shoot apical meristem and the root apical meristem. 122: 31-39, 2009.

日本植物学会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、日本植物学会 (The Botanical Society of Japan) という。

(目的)

第2条 本会は、植物学の進歩と普及を図るとともに、会員相互の親睦を深めることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) The Botanical Magazine, Tokyo (植物学雑誌) 及びその他出版物の刊行
- (2) 大会、講演会、講習会等の開催
- (3) 研究業績の表彰その他研究の奨励
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(会員)

第4条 本会は、通常会員、団体会員、賛助会員及び名誉会員で構成する。

2 本会の会員となる資格は、次のとおりとする。

- (1) 通常会員 本会の目的に賛同する個人
- (2) 団体会員 本会の目的に賛同する団体
- (3) 賛助会員 本会の目的に賛同し、その活動を援助する個人及び団体
- (4) 名誉会員 本会又は日本の植物学の発展に著しい功勞のあった個人で、評議員会の議を経て会長が推薦する者

第5条 会員 (名誉会員を除く.) になろうとする者は、第17条に定める会費を添えて所定の入会申込書を提出し、会長の承認を得なければならない。

(会員の権利)

第6条 会員は、次に掲げる権利を有する。

- (1) 定期刊行の The Botanical Magazine, Tokyo の無料配布を受けること。
- (2) 本会所有の図書を閲覧すること。
- (3) 本会主催の行事に参加すること。
- (4) 本会主催の大会等において学術報告を行うこと。
- (5) 投稿規程に従って、The Botanical Magazine, Tokyo に投稿すること。
- (6) 本会役員の選挙権及び被選挙権

2 前項の規定にかかわらず、団体会員及び賛助会員は、前項第4号、第5号及び第6号に掲げる権利を有しない。

3 定期刊行の The Botanical Magazine, Tokyo 以外の刊行物の会員への配布については、評議員会で決定する。

(会員の義務)

第7条 会員 (名誉会員を除く.) は、第17条に定める会費を納付しなければならない。この場合、納付した会費は、いかなる理由があっても返付しない。

2 会員が会費を滞納したときは、前条第1項第1号から第6号までに掲げる権利を停止することがある。

(退会)

第8条 会員が退会しようとするときは、会長に届け出なければならない。この場合、会費の滞納があるときは、未納額を納めなければならない。

(除名)

第9条 会員が次の各号の一に該当するときは、会長は常任評議員会の議を経て除名することができる。

- (1) 会費を一年以上滞納したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は本会の目的に反する行為のあったとき。

第3章 役員

(役員)

第10条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 幹事長 1人
- (3) 幹事 若干人
- (4) 評議員 若干人
- (5) 編集委員長 1人
- (6) 会計監査 1人

(会長)

第11条 会長は、会務を総括し、本会を代表する。

2 会長は、会員の選挙により、就任の1年前に選出する。この場合、評議員会は若干人の候補者を推薦することができる。

3 会長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き4年を越えて在任できない。

4 次期会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときは会長の職務を代行する。

5 会長は、必要に応じて、特定の事項を審議する委員会を設けることができる。この場合、委員会の任務、委員の選出方法、任期等は評議員会が定める。

(幹事長及び幹事)

第12条 幹事長は、庶務、会計、編集、図書管理等の会務に関し、会長を補佐し、幹事は、その日常の会務を処理する。

2 幹事長及び幹事は、会員の中から、会長が委嘱する。

3 幹事長及び幹事の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(評議員)

第13条 本会に、評議員により構成する評議員会を置く。

2 評議員会は、会長の諮問に応じ、会務の重要事項を審議し、及び総会における審議事項の原案を作成する。

3 評議員会に、評議員の互選により選出する5人の常任評議員により構成される常任評議員会を置く。

4 常任評議員会は、会長の諮問に応じ、会務の日常の業務に関する事項を審議する。

5 評議員は、付則第4項に掲げる地区毎に各1人選出する。ただし、会員数が50を越える地区においては、当該数を50で除して得た数（1未満の端数を生じたときは、切り捨てる。）を定員に加えるものとする。

6 評議員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き4年を越えて在任できない。

7 会長及び幹事長は、評議員を兼ねることはできない。

8 編集委員長は、常任評議員を兼ねることはできない。（編集委員長及び編集委員）

第14条 編集委員長は、The Botanical Magazine, Tokyoの編集に関する会務を処理する。

2 本会に、編集委員若干人により構成する編集委員会を置く。

3 編集委員会は、編集委員長の諮問に応じ、The Botanical Magazine, Tokyoの編集に関する事項を審議する。

4 編集委員長は、会員の中から、会長が委嘱する。

5 編集委員は、編集委員長の指名に基づき、会長が委嘱する。

6 編集委員長及び編集委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

（会計監査）

第15条 会計監査は、会計を監査する。

2 会計監査は、会員の中から、評議員会の議を経て、会長が委嘱する。

3 会計監査の任期は、2年とし、再任を妨げない。

第4章 会計年度及び会費

（会計年度）

第16条 本会の会計年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わるものとする。

（会費）

第17条 会費は次のとおりとする。

(1) 通常会員 年 7,000円（学生の場合、3,500円）

(2) 団体会員 年 17,500円

(3) 賛助会員 年1口50,000円（1口以上）

2 評議員以外の役員は、在任中会費の納付を要しない。

3 引き続き50年以上通常会員であった者は、会費を免除する。

第5章 総会及び大会

（総会）

第18条 本会は、原則として毎年1回総会を開催し、評議員会の提案事項その他の重要事項を審議する。

2 会長は、必要と認める場合には、臨時総会を召集することができる。

（大会）

第19条 本会は、総会開催時に、大会を開催し、研究発表等を行う。

2 大会には、大会会長を置き、その他若干人の役員を置くことができる。

3 大会会長は、総会の議を経て、会長が委嘱し、その他の役員は、大会会長が委嘱する。

第6章 支部

（支部）

第20条 本会に、総会の承認を得て支部を設けることができる。

2 支部の運営に関する細目は、支部において定める。

第7章 会則変更

第21条 本会則を変更するには、総会又は臨時総会でこれを審議し、出席会員の3分の2以上の同意を得なければならない。

付 則

1. 本会則は平成元年9月28日改正し、平成2年1月1日から施行する。

2. 本会則改正前の特別会員、外国通信会員及び終身会員は終身会員としての権利・義務を有する。

3. 本会則改正前の地方支部は、総会の承認を要しない。

4. 北海道地区 北海道

東北地区 青森、秋田、岩手、宮城、山形、福島

北陸地区 新潟、富山、福井、石川

関東地区 栃木、群馬、茨城、埼玉、千葉、神奈川、山梨

東京地区 東京

中部地区 長野、静岡、岐阜、愛知、三重

近畿地区 滋賀、京都、奈良、和歌山、大阪、兵庫

中国地区 岡山、広島、鳥取、島根、山口

四国地区 香川、徳島、高知、愛媛

九州地区 福岡、大分、宮崎、鹿児島、熊本、佐賀、長崎

沖縄地区 沖縄

社団法人 日本植物学会 定款

第1章 総則

（名称）

第1条 本会は、社団法人日本植物学会（英名 The Botanical Society of Japan）と称する。

（事務所）

第2条 本会は、事務所を東京都文京区本郷二丁目2番2号におく。

（支部）

第3条 本会に、総会の承認を経て、支部を設けることができる。

第2章 目的及び事業

（目的）

第4条 本会は、植物学に関する研究の進展と知識の普及を図り、もって学術の発展に寄与することを目的とする。

（事業）

第5条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- （1） 学術集会、講演会、講習会等の開催
- （2） 学術雑誌及びその他の出版物の刊行
- （3） 調査及び研究
- （4） 研究業績の表彰その他研究の奨励
- （5） 国内外の関係学術団体との連絡及び協力
- （6） その他、前条の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

（種別）

第6条 本会の会員は、次のとおりとする。

- （1） 通常会員 本会の目的に賛同する個人
- （2） 団体会員 本会の目的に賛同する団体
- （3） 賛助会員 本会の目的に賛同し、その活動を援助する個人及び団体
- （4） 名誉会員 本会または日本の植物学の発展に著しい功績のあった個人で、評議員会の議を経て会長が推薦するもの

2 通常会員及び名誉会員を正会員と称する。

（入会）

第7条 会員（名誉会員を除く。）になろうとする者は、会費を添えて所定の入会申込書を提出し、会長の承認を得なければならない。

（会費）

第8条 会員は、別に定める会費を納入しなければならない。

2 納付した会費は、いかなる理由があっても返付しない。

（資格の喪失）

第9条 会員は、次の事由によってその資格を喪失する。

- （1） 退会したとき
- （2） 死亡し、もしくは失踪宣告を受け、または会員である団体が解散したとき
- （3） 禁治産及び準禁治産の宣告を受けたとき
- （4） 除名されたとき

（退会）

第10条 会員が退会しようとするときは、会長に届け出なければならない。この場合、会費の滞納があるときは、未納額を納めなければならない。

（除名）

第11条 会員が次の各号の一に該当するときは、理事会の議決を経て、会長はこれを除名することができる。

- （1） 本会の名誉を傷つけ、または本会の目的に反する行為のあったとき
- （2） 本会の会員としての義務に違反したとき
- （3） 会費を一年以上滞納したとき

第4章 役員、評議員、及び編集委員

（役員）

第12条 本会に、次の役員を置く。

- （1） 理事 10名以上20名以内（うち、会長1名、専務理事1名）
- （2） 監事 2名

（役員の選任）

第13条 会長及び専務理事は、正会員の中から、総会で選任す

る。会長及び専務理事以外の理事及び監事についても同様とする。

2 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

（会長の職務）

第14条 会長は、会務を総括し、本会を代表する。

2 理事は、会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名した順序で、会長の職務を代行する。

3 会長は、必要に応じて、特定の事項を審議する委員会を設けることができる。

（理事の職務）

第15条 理事は、理事会を構成し、会務を執行する。

2 専務理事は会長を補佐し、日常の会務の執行を統括する。

3 会長は、理事の内から、日常の会務の分任者を選任する。

（監事の職務）

第16条 監事は、本会の業務及び財産に関し、次の職務を行う。

- （1） 本会の財産の状況を監査すること
- （2） 理事の職務執行の状況を監査すること
- （3） 財産の状況または業務の執行について不整の事実を発見したときは、これを理事会、総会または文部科学大臣に報告すること
- （4） 前号の報告をするために必要があるときは、理事会または総会を召集すること

（役員の任期）

第17条 本会の役員の任期は、2年とする。

2 補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、再任されることができる。ただし、会長は、引き続き4年を超えて在任できない。

4 役員は、辞任した場合またはその任期満了後でも後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（評議員）

第18条 本会に、50名以上80名以下の評議員より構成する評議員会を置く。

2 評議員会は、この定款に規定するもののほか、会長の諮問に応じ、会務の重要事項を審議する。

3 評議員は、正会員の中から、正会員の選挙により選出する。評議員の選挙に関する事項は別に定める。

4 評議員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き4年を超えて在任できない。

5 会長及び専務理事は、評議員を兼ねることはできない。

（編集委員会）

第19条 本会に、編集委員若干名により構成する編集委員会を置く。

2 編集委員長には理事が当たり、編集委員会を主宰し、学術雑誌の編集に関する会務を処理する。

3 編集委員会は、編集委員長の諮問に応じ、学術雑誌の編集に関する事項を審議する。

第5章 代議員

第20条 役員及び評議員を代議員と呼び、民法上の社員とする。

第6章 会議及び大会

（総会）

第21条 総会は、第20条の代議員をもって構成する。

2 通常総会は、毎年1回これを開催する。

3 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、または代議員の10分の1以上もしくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

4 総会の召集は、少なくとも開会の日の5日以前に、その会議に付議すべき事項、日時及び場所を記載した書面または会誌の公告によって通知しなければならない。

5 総会は、代議員の過半数が出席しなければ、その議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者または代議員を代理人として表決を委任した者は、出席者とみなす。

6 総会は、この定款に別に規定するもののほか次の事項を議決する。

- （1） 事業計画及び収支予算
- （2） 事業報告及び収支決算
- （3） その他理事会及び評議員会で必要と認めた事項

7 正会員は総会に立ち会い、議長の許可を得て意見を述べることができる。

(理事会)

第22条 理事会は、会長が必要と認めたとき、または理事の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

2 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開会することはできない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者または他の理事を代理人として表決を委任した者は、出席者とみなす。

(評議員会)

第23条 評議員会は、会長が必要と認めたときに開催する。

2 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開会することはできない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者または他の評議員を代理人として表決を委任した者は、出席者とみなす。

(議決)

第24条 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席代議員の過半数をもって決する。

2 理事会の議事は、出席理事の過半数をもって決する。

3 評議員会の議事は、出席評議員の過半数をもって決する。

(議事録)

第25条 すべての会議には、議事録を作成し、議長及び出席者代表2名以上が署名押印しなければならない。

(大会)

第26条 本会は、原則として通常総会開催時に大会を開催し、研究発表等を行う。

2 大会には、大会会長を置き、その他若干人の役員を置くことができる。

3 大会会長は、総会の議を経て、会長が委嘱し、その他の役員は、大会会長が委嘱する。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第27条 本会の資産は次のとおりとする。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生ずる収入
- (6) その他の収入

(資産の種別)

第28条 本会の法人の資産を分けて、基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産
- (3) 総会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(資産の管理)

第29条 本会の資産は、会長が管理し、基本財産の管理方法は、定期預金にする等確実な方法を理事会の議決により定める。

(基本財産の処分の制限)

第30条 基本財産は、これを処分し、または担保に供してはならない。ただし、本会の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会及び総会の議決を経て、かつ、文部科学大臣の承認を得て、その一部に限り処分し、または担保に供することができる。

(経費の支弁)

第31条 本会の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第32条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎会計年度開始前に会長が編成し、理事会及び総会の議決を経て、毎会計年度開始前に文部科学大臣に届け出なければならない。事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

(収支決算)

第33条 本会の収支決算は、会長が編成し、財産目録、貸借対照表、正味財産増減計算書、事業報告書及び会員の移動状況書とともに、監事の意見を付け、総会の承認を受けて、毎会計年度終了後3カ月以内に文部科学大臣に報告しなければならない。

2 本会の収支決算に剰余金があるときは、理事会の議決及び総会の承認を受けて、その一部もしくは全部を基本財産に編入し、又は翌年度に繰り越すものとする。

(長期借入金)

第34条 本会が借入金をしようとするときは、その会計年度の収入をもって返還する短期借入金を除き、理事会の議決を経、かつ文部科学大臣の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第35条 本会の会計年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第36条 この定款は、理事会及び総会においておのおのの3分の2以上の同意を得、かつ、文部科学大臣の認可を受けなければ変更することはできない。

(解散及び残余財産の処分)

第37条 本会は、理事会及び総会においておのおのの4分の3以上の同意を得、かつ、文部科学大臣の許可を受けて解散をすることができる。

2 解散に伴う残余財産は、総会の議決を得、文部科学大臣の許可を受けて、本会の目的に類似の目的を有する他の団体に寄付するものとする。

第9章 事務局

(事務局)

第38条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には事務局長及び職員を若干名置く。

3 前各項に定めるもののほか、事務局に関する事項は別に定める。

第10章 補則

(細則)

第39条 この定款施行についての細則は、理事会及び総会の議決を経て、別に定める。

附則

1 本会設立当時における日本植物学会において終身会員の権利・義務を有する者は、本会においても通常会員の権利・義務を有する。ただし、会費を納入することを要しない。

2 本会の設立当時において日本植物学会からひきつづく地方支部は、総会の承認を要しない。

3 本会の設立当初の役員は、第13条第2項及び第17条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによることとし、その任期は、平成4年12月31日までとする。

4 本会の設立当初の事業計画及び収支予算は、第32条の規定にかかわらず設立総会の定めるところによる。

5 本会の設立当初の会計年度は、第35条の規定にかかわらず設立許可のあった日から、平成4年12月31日までとする。

6 従来日本植物学会に属した権利義務の一切は、本会が継承する。

社団法人 日本植物学会 細則

第1章 会員及び会費

第1条 本会の会員に関する規定については、定款に定めるもののほかこの規定の定めるところによる。

第2条 会員は、次に掲げる権利を有する

(1) 定期刊行の Journal of Plant Research の無料配布を受けること

(2) 本会所有の図書を閲覧すること

(3) 本会主催の行事に参加すること

(4) 本会主催の大会等において学術報告を行うこと。

(5) 投稿規定に従って、Journal of Plant Research に投稿すること

(6) 本会役員の選挙権及び被選挙権

2 前項の規定にかかわらず、団体会員及び賛助会員は、前項第4号、第5号及び第6号に掲げる権利を有しない。

3 定期刊行の Journal of Plant Research 以外の刊行物の会員への配布については、評議員会で決定する。

第3条 本会の会費は次のとおりとする。

(1) 通常会員 年 9,000 円 (学

生の場合、4,500円 海外在住の外国籍会員の場合 US\$40)
(2) 団体会員 年 18,000円
(3) 賛助会員 年1口50,000円 (1口以上)
2 名誉会員は、会費の納付を要しない。
3 役員は、在任中会費の納付を要しない。
4 引き続き50年以上通常会員であった者は、会費を免除する。
5 会員が会費を滞納したときは、前条第1項第1号から第6号までに掲げる権利を停止することがある。
6 会員に災害などのやむを得ない事態が生じた場合には、理事会の承認を得て、会長は会費の納入を減免することが出来る。
第4条 通常会員は、会費を前年12月末日までに納めなければならない。

第2章 役員及び評議員の選出

第5条 会長は、正会員の選挙により、就任の1年前に選出する。この場合、評議員会は若干人の候補者を推薦することができる。
第6条 理事の総数は、会長を除き12名以内とする。
第7条 理事の内6名は、評議員の互選により選出されたものを、会長が総会に推薦する。
2 専務理事と編集担当理事各1名及び日常の会務を処理する理事3名は、正会員の中から、会長が総会に推薦する。
3 会長は、必要と認めた時に、副専務理事を置くことができる。副専務理事は、正会員の中から、会長が総会に推薦する。
第8条 監事は、正会員の中から、会長が総会に推薦する。
第9条 評議員は、正会員の選挙により、次項に掲げる地区毎に各1人選出する。ただし、正会員が40を越える地区においては、当該数を40で除して得た数(1未満の端数を生じたときは、切り捨てる。)を定員に加えるものとする。
2 前項にいう地区は、以下の各都道府県から構成される。
北海道地区 北海道
東北地区 青森、秋田、岩手、宮城、山形、福島
北陸地区 新潟、富山、福井、石川
東関東地区 茨城、千葉
西関東地区 栃木、群馬、埼玉、神奈川、山梨
東京地区 東京
中部地区 長野、静岡、岐阜、愛知、三重
近畿地区 滋賀、京都、奈良、和歌山、大阪、兵庫
中国地区 岡山、広島、鳥取、島根、山口
四国地区 香川、徳島、高知、愛媛
九州地区 福岡、大分、宮崎、鹿児島、熊本、佐賀、長崎
沖縄地区 沖縄

第3章 役員及び委員

第10条 専務理事は次の会務を担当する。
(1) 法人の登記と文部科学省への諸報告
(2) 記録の整頓及び保管
(3) 文書の発受
(4) 議案及び報告に関する事項
(5) 奨励賞その他研究の奨励に関する事項
(6) 調査及び研究に関する事項
(7) 関係学術団体との連絡協力に関する事項
(8) 事務所の管理
(9) 職員の勤務に関する事項
(10) その他、他の理事に属せざる事項
第11条 編集担当理事は、編集委員長として Journal of Plant Research の編集及び刊行に関する事項を担当する。
第12条 庶務担当理事は次の会務を担当する。
(1) 事業計画及び事業報告に関する事項
(2) 大会に関する事項
(3) 集会及び行事に関する事項
(4) 理事会及び総会の実施に関する事項
(5) 生物科学ニュースのうち、植物学会関連ページに関する事項
(6) その他の事業に関する事項
第13条 会計担当理事は次の会務を担当する。
(1) 予算及び決算書類の作成
(2) 現金の出納及び保管
(3) 会費及び購読料の徴収
(4) 会員の入退会と会員名簿に関する事項
(5) 定期刊行物の送付

(6) 予算の執行に関連する諸契約
(7) 補助金の申請及び諸連絡
(8) 物品の購入及び売却
(9) 会計帳簿及び証書類の整頓保管
(10) 図書を除く物品の整理保管
(11) その他会計に関する事項

第14条 図書担当理事は次の会務を担当する。

- (1) 図書雑誌の整備保管
- (2) 図書の閲覧に関する事項
- (3) 刊行物の交換、寄贈、受入に関する事項

第15条 編集委員会は、編集委員長1名、編集委員若干名で構成する。

2 編集委員は、編集委員長の指名に基づき、会長が委嘱する。
3 編集委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

4 編集委員長は論文の審査、採否決定の最終責任を負う。

第16条 奨励賞選考委員会については別に定める。

第17条 選挙管理委員会については別に定める。

第18条 ホームページ委員会については別に定める。

第19条 各種の臨時委員は、理事会の議決を経て、会長が委嘱する。委員は委員会を組織し、会長の諮問に応じ、問題の検討、案の作成、調査等を行う。

第4章 授賞

第20条 本会に日本植物学会奨励賞とJPR論文賞を設ける。

第21条 日本植物学会奨励賞及びJPR論文賞に関する規定は、別に定める。

第5章 大会

第22条 大会開催地は、第9条第2項に掲げる地区を基本に選定する。

2 大会候補地及び大会会長候補者の選定に際しては、支部役員及び地区選出評議員とあらかじめ十分連絡をとる。

3 大会会長は、大会の事業報告及び会計報告を作成し、遅くとも開催の翌年の1月31日までに会長に提出しなければならない。

4 大会の運営費にあてるため、参加費を徴収することができる。

附則 本細則は、設立許可のあった日よりこれを実施する。

附則 本細則は、平成10年9月22日よりこれを実施する。

附則 本細則は、平成12年9月30日よりこれを実施する。

附則 本細則は、平成13年3月4日よりこれを実施する。

公益社団法人日本植物学会 定款および細則

公益社団法人 日本植物学会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人日本植物学会（英名 The Botanical Society of Japan）と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都文京区に置く。

2 この法人は、代議員会の承認を経て、必要な地に從たる事務所を設置することができる。

これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、植物学に関する研究の進展と知識の普及に関する事業を行い、学術の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 学術集会、講演会、講習会などの開催

(2) 学術雑誌及びその他の出版物の刊行

(3) 研究業績の表彰その他研究の奨励

(4) 国内外の関係学術団体との連絡及び協力

(5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は公益目的事業とし、本邦及び海外において行うものとする。

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人に、次の会員を置く。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同する日本国内に居住する個人

(2) 海外会員 この法人の目的に賛同する国外に居住する個人

(3) 団体会員 この法人の目的に賛同する団体

(4) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、その活動を援助する個人又は団体

(5) 名誉会員 この法人又は日本の植物学の発展に著しい功績のあった個人

2 この法人の社員は、概ね正会員40人に1人の割合をもって選出される代議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「法人法」という。）上の社員とする。端数の取扱い、性別や所属地区に著しい偏りが生じないようにするための方策、及び、その他代議員選挙を行うために必要な規定は理事会において定める。

3 代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。すべての正会員は、前項の代議員選挙の被選挙権を持ち、特段の立候補なしに投票の対象となる。

4 第2項の代議員選挙において、すべての正会員は等しい議決権を有し、理事が代議員の選出に関わることはできない。選挙の管理は理事会から独立した選挙管理委員会が行なう。

5 第2項の代議員選挙は、2年に1度、定例代議員会から6ヶ月以内に実施することとし、代議員の任期は、選任の2年後に実施される代議員選挙終了の時までとする。ただし、代議員が代議員会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員の解任の訴え（法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条）を提起している場合（法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は代議員たる地位を失わない。ただし、当該代議員は、役員の選任及び解任（法人法第63条及び第70条）並びに定款変更（法人法第146条）についての議決権を有しないこととする。

6 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の代議員をおく。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。

7 補欠の代議員には、代議員の選挙において次点の得票を得たものをもって充てる。代議員選挙の結果による補欠代議員の選出については、代議員選挙を行うための細則の中に定め、それに従う。

8 正会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、代議員と同様に当法人に対して行使することができる。

(1) 法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）

(2) 法人法第32条第2項の権利（会員名簿の閲覧等）

(3) 法人法第57条第4項の権利（代議員会の議事録の閲覧等）

(4) 法人法第50条第6項の権利（代議員の代理権証明書等の閲覧等）

(5) 法人法第51条第4項及び第52条第5項の権利（電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等）

(6) 法人法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）

(7) 法人法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）

(8) 法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）

9 理事、監事は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、この責任は、すべての代議員の同意がなければ、免除することができない。

（会員の資格の取得）

第6条 この法人の会員（名誉会員を除く）になろうとする者は、代議員会において別に定める細則に基づき申込みをし、会長の承認を受けなければならない。

（経費の負担）

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、代議員会において別に定める細則に基づいた額の会費を支払う義務を負う。

2 納付した会費は、いかなる理由があっても返付しない。

（任意退会）

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。この場合、会費の滞納があるときは、未納額を納めなくてはならない。

（除名）

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、代議員会の決議によって当該会員を除名することができる。

(1) この定款その他の規則に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

（会員資格の喪失）

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。

(2) 総会員が同意したとき。

(3) 当該会員が死亡したとき、あるいは団体の場合は解散したとき。

第4章 代議員会

（構成）

第11条 代議員会はすべての代議員をもって構成する。

2 前項の代議員会をもって法人法上の社員総会とする。

（権限）

第12条 代議員会は、次の事項について決議する。

(1) 会員の除名

(2) 理事及び監事の選任又は解任

(3) 理事及び監事の報酬等の額

(4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認

(5) 定款の変更

(6) 解散及び残余財産の処分

(7) その他代議員会で決議するものとして法令で定められた事項（開催）

第13条 代議員会は、定例代議員会として毎事業年度終了後3か月以内に1回開催するほか、大会開催時に開催する。また、必要がある場合に開催する。

（招集）

第14条 代議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総代議員の議決権の10分の1以上の議決権を有する代議員は、会長に対し、代議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、代議員会の招集を請求することができる。

（議長）

第15条 代議員会の議長は、当該代議員会において代議員の中から選出する。

(議決権)

第16条 代議員会における議決権は、代議員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 代議員会の決議は、総代議員の議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席した当該代議員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総代議員の半数以上の出席のもとに、総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 議決に当たっては書面あるいは電磁的方法による議決権の行使を認める。この場合、議決権の行使をあらかじめ表明した代議員については代議員会に出席したものとして扱う。

4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第18条 代議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設置)

第19条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上20名以内
- (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名を会長とし、法人法上の代表理事とする。
- 3 会長以外の理事のうち5名以内を業務執行理事とする。

(役員の選任)

第20条 理事及び監事は、代議員会の決議によって選任する。選任決議に先立ち、正会員による投票による会長候補者を選出する選挙、および、代議員による理事候補者の選挙を行ない、その結果に基づき以下のものを理事候補者として代議員会に推薦することができる。会長候補者選挙および理事候補者選挙を行うために必要な細則は、理事会において定める。

- (1) 会長候補者 1名
- (2) 法人業務を執行するにふさわしいと理事会が判断する6名以内の正会員
- (3) 代議員による理事候補者選挙の上位得票者 10名以内
- 2 会長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。会長の選任にあたっては、理事会は正会員による会長候補者選挙の結果を参考とすることができる。
- 3 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることにはならない。
- 4 この法人の監事には、この法人の理事(親族その他特殊の関係がある者を含む。)及びこの法人の使用人が含まれてはならない。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定例代議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定例代議員会の終結の時までとする。

3 2期連続して理事又は監事に就任した者は、連続する3期目は

就任することができない。

4 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

5 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第24条 理事及び監事は、代議員会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第25条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、業務執行理事に対しては、代議員会において定める総額の範囲内で、代議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第6章 理事会

(構成)

第26条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

3 理事会の下に各種の委員会を置く。各委員会は、理事会において定められた担当業務執行理事の指示に従い業務を行なう。委員会の設置、運営、廃止については、理事会において別に定める。

(権限)

第27条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第28条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 会長および業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上その業務内容を理事会に報告をしなければならない。

4 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を書面又は電磁的記録により通知したときは、当該事項の報告のために理事会を招集することを要しない。ただし、前項の報告については、これを適用しない。

(決議)

第29条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第30条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(基本財産)

第31条 この法人の資産は、別表1に掲げる基本財産とその他の財産とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産
- (3) 代議員会で基本財産に繰り入れることを議決した財産
- 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。
- 4 基本財産は、代議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。処分するときは、あらかじめ理事会及び代議員会の承認を要する。
- 5 基本財産における運用益は、第4条に定める事業の費用の一部に充てられる。

(事業年度)

第32条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第33条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日

の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、代議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第34条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定例代議員会に報告しなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項第3号から第6号までの書類については、法人法施行規則第48条に定める要件に該当しない場合には、前項中、定例代議員会への報告に代えて、定例代議員会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、代議員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（公益目的取得財産残額の算定）

第35条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第5号の書類に記載するものとする。

第8章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第36条 この定款は、代議員会の決議によって変更することができる。

（解散）

第37条 この法人は、代議員会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（公益認定の取消し等に伴う贈与）

第38条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、代議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）

第39条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、代議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

（公告の方法）

第40条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 事務局

（事務局）

第41条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には事務局長および職員を若干名置く。

3 前項に定めるほか、事務局に関する事項は別に定める。

第11章 補則

（細則）

第42条 この定款施行についての細則は、理事会及び代議員会の議決を経て、別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に

伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第33条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の会長は福田裕穂、業務執行理事を久堀徹、塚谷裕一、野口航、鈴木石根とする。

4 この定款の施行後最初の代議員は、第5条と同じ方法で予め行う代議員選挙において最初の代議員として選出された者とする。

別表第1 基本財産(第31条関係)

財産種別	場所・物量等
定期預金	中央三井信託銀行 上野支店
定期預金	三菱UFJ信託銀行 池袋支店

公益社団法人 日本植物学会 細則

第1章 会員及び会費

第1条 公益社団法人日本植物学会(以下「この法人」という。)の定款第6条及び第8条の規定に基づきこの法人の会員の入会及び退会に関し、また定款第7条の規定に基づきこの法人の会員の会費に関し、必要な事項を以下のように定める。

第2条 会員は、次に掲げる権利を有する。

- (1) 定期刊行学術雑誌 Journal of Plant Research の無料配布を受けること
- (2) この法人所有の図書を閲覧すること
- (3) この法人主催の行事に参加すること
- (4) この法人主催の大会等において学術報告を行うこと
- (5) 投稿規定に従って、Journal of Plant Research に投稿すること
- (6) この法人役員の選挙権及び被選挙権

2 前項の規定にかかわらず、海外会員は前項第6号に掲げる権利を、団体会員及び賛助会員は、前項第4号、第5号及び第6号に掲げる権利を有しない。また、別に定める会費の減免を受ける場合には、前項第6号に掲げる権利が制限される場合がある。

3 Journal of Plant Research 以外の刊行物の会員への配布については、代議員会で決定する。

第3条 この法人の会費は次のとおりとする。

- (1) 正会員 年 12,000 円
- (2) 海外会員 年 60 米ドル
- (3) 団体会員 年 30,000 円
- (4) 賛助会員 年1口 50,000 円（1口以上）

2 名誉会員は、会費の納付を要しない。

3 役員は、在任中会費の納付を要しない。

4 日本植物学会通常会員、社団法人日本植物学会通常会員、および、公益社団法人日本植物学会正会員を通算して、引き続き50年以上会員であった者は、会費を免除する。

5 社団法人日本植物学会設立時における日本植物学会において終身会員の権利・義務を有する者は、本会においても正会員の権利・義務を有する。但し、会費を納入することを要しない。

6 正会員のうち、学生の身分を有する会員（指導教員の証明があるもの、社会人学生を含む）は学生会員として会費を年2,000円に減額する。

7 海外会員の資格は国籍によらず、1年以上継続して海外に居住する会員に適用する。

8 本会の業務を分掌する会員のうち特に会長が指定する者を、理事会の議を経て協力会員として認定し、当該年度の会費を免除する。

9 会員が会費を滞納したときは、前条第1項第1号から第6号までに掲げる権利を停止することがある。

10 会員に災害などのやむを得ない事態が生じた場合には、理事

会の承認を得て、会長は会費の納入を減免することが出来る。

第4条 通常会員は、会費を前年12月末日までに納めなければならない。ただし、会費の支払いを自動引き落としにより行なっている場合は、当該年度の2月末日までに引き落とすものとする。

第5条 受け取った会費は、その総額の40%以上を公益目的事業に充てるものとする。

第2章 役員及び代議員の選出

第6条 会長（代表理事）候補者は、正会員の選挙により、就任の1年前に選出する。この選挙に際して、代議員会は若干名の候補者を推薦することができるが、それらの候補者以外への投票を制限するものではない。

第7条 理事の総数は、会長を除き12名以内とする。

第8条 理事会は、代議員の互選により6名を選び、理事候補者として代議員会に推薦する。

2 理事会は、業務執行理事候補者として、正会員の中から専務理事1名、編集担当理事1名、会計担当理事1名、庶務担当理事1名を代議員会に推薦する。

3 理事会は、代議員の中から2名を理事候補者として代議員会に推薦することができる。

第9条 監事は、正会員の中から、理事会が代議員会に推薦する。

第10条 代議員候補者の選考においては、選挙を実施する年の4月1日時点の正会員による選挙により、次項に掲げる地区毎に各1人選出する。ただし、正会員が40を越える地区においては、当該数を40で除して得た数（1未満の端数を生じたときは、切り捨てる。）を定員に加えるものとする。

2 前項にいう地区は、以下の各都道府県から構成される。

北海道地区 北海道

東北地区 青森、秋田、岩手、宮城、山形、福島

北陸地区 新潟、富山、福井、石川

東関東地区 茨城、千葉

西関東地区 栃木、群馬、埼玉、神奈川、山梨

東京地区 東京

中部地区 長野、静岡、岐阜、愛知、三重

近畿地区 滋賀、京都、奈良、和歌山、大阪、兵庫

中国地区 岡山、広島、鳥取、島根、山口

四国地区 香川、徳島、高知、愛媛

九州地区 福岡、大分、宮崎、鹿児島、熊本、佐賀、長崎

沖縄地区 沖縄

3 会員の所属地区は本人の届け出によるが、主たる研究・教育活動を実施している機関等の所在地の住所の都道府県が含まれる地区とすることを基本とする。

4 会長は、各地区から選出された代議員の中から地区代表代議員1名を委嘱する。地区代表代議員の選出方法は、別に定める。地区代表代議員は当該地区を代表し、地区に関わる事項に関して本会との連絡調整を行う。

5 代議員選挙の際に、各地区で次点となった者それぞれ1名を補欠代議員とする。

第3章 役員及び委員

第11条 専務理事は次の会務を担当する。

- (1) 法人の登記と監督官庁への諸報告
- (2) 記録の整頓及び保管
- (3) 文書の発受
- (4) 議案及び報告に関する事項
- (5) 学会賞その他研究の奨励に関する事項
- (6) 関係学術団体との連絡協力に関する事項
- (7) 事務所の管理
- (8) 職員の勤務に関する事項
- (9) その他、他の業務執行理事の職務に属せざる事項

第12条 編集担当理事は、JPR 編集委員長として Journal of

Plant Research の編集及び刊行に関する事項を担当する。

第13条 庶務担当理事は次の会務を担当する。

- (1) 事業計画及び事業報告に関する事項
- (2) 大会に関する事項
- (3) 集会及び行事に関する事項
- (4) 理事会及び代議員会の実施に関する事項

第14条 会計担当理事は次の会務を担当する。

- (1) 予算及び決算書類の作成
- (2) 現金の出納及び保管
- (3) 会費及び購読料の徴収
- (4) 会員の入退会と会員名簿に関する事項
- (5) 定期刊行物の送付
- (6) 予算の執行に関連する諸契約
- (7) 補助金の申請及び諸連絡
- (8) 物品の購入及び売却
- (9) 会計帳簿及び証書類の整頓保管
- (10) 図書を除く物品の整理保管
- (11) その他会計に関する事項

第15条 運営委員会については別に定める。

第16条 JPR 編集委員会および拡大編集委員会については別に定める。

第17条 日本植物学会賞選考委員会については別に定める。

第18条 選挙管理委員会については別に定める。

第19条 広報委員会については別に定める。

第20条 ホームページ委員会については別に定める。

第21条 男女共同参画委員会については別に定める。

第22条 第15条から第21条までに規定した常置委員会以外の各種の臨時委員会は、理事会の議決を経て、期限を定めてこれを設置する。委員は会長が委嘱する。委員は委員会を組織し、会長の諮問に応じ、問題の検討、案の作成、調査等を行う。

第23条 役員及び委員は有給とすることができる。ただし退職金は支給しない。報酬の有無及び額については別に定める。

第4章 授賞

第24条 この法人に日本植物学会賞を設ける。

第25条 日本植物学会賞に関する規定は別に定める。

第5章 大会

第26条 定例の学術集会として、年に1度大会を開催する。大会開催地域は、第10条第2項に掲げる地区の持ち回りを基本とする。

2 運営委員会は、大会開催候補地及び大会会長候補者の選定にあたって、当該地区選出代議員とあらかじめ十分連絡調整を行う。

3 大会会長は、前年度の大会時に開催する臨時の代議員会において選任する。

4 大会会長は、大会の事業報告及び会計報告を作成し、遅くとも開催年の12月20日までに会長に提出しなければならない。

5 大会の運営費にあてるため、参加費を徴収することができる。

附則

1 この細則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 この細則は、平成24年9月14日から施行する。